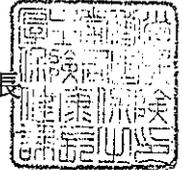


保国発0331第5号  
平成26年 3月31日

東京都福祉保健局地域保健担当部長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



国民健康保険組合の組合員に係る健康保険適用除外承認の要否について（回答）

平成25年12月6日付25福保保国第732号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 A国保組合の組合員Bは、個人事業所Cの事業主としてA国保組合に加入していたが、役員（又は従業員）として法人事業所Dに所属することになった。なお、Bは法人事業所Dにおいて健康保険法の適用を受ける要件を満たしている。
- (1) BがA国保組合の組合員資格を継続するためには、法人事業所Dに係る適用除外承認が必要か。

(回答)

貴見のとおり。

- (2) Bが法人事業所Dに係る適用除外承認を受けないままA国保組合の組合員資格を継続しており、そのことが組合員資格の再確認等において発覚した場合、適用除外承認を受けていないBは法人事業所Dの役員（又は従業員）になった時点で遡ってA国保組合の組合員資格を喪失することになるか。

(回答)

貴見のとおり。

- (3) Bについて、A国保組合への加入日が平成9年9月1日以降であった場合、組合特定被保険者となるか。

(回答)

個人事業所Cとして国保組合に加入している期間は、一般被保険者の取扱いとなり、法人事業所Dの適用除外承認を受けた時点から、特定被保険者として取り扱って差し支えない。

なお、経過的组合員とはならない。

(4) 法人事業所Dの事業内容がA国保組合の規約に定める事業である場合とそれ以外の事業である場合で、上記(1)から(3)に対する回答は異なるか。

(回答)

事業内容が規約で定める事業以外である場合には、

上記(1)の取扱いについては、法人事業所Dの役員(又は従業員)になった時点から社保の適用となると思われることから、国保組合の資格は喪失すると考えます。従って、適用除外承認は要しないと考えます。

上記(2)の取扱いについては、法人事業所Dの役員(又は従業員)になった時点から社保の適用となると思われることから、国保組合の資格は喪失すると考えます。

上記(3)の取扱いについては、個人事業所Cとして国保組合に加入している期間は、一般被保険者の取扱いとなり、法人事業所Dの役員(又は従業員)になった時点からは社保の適用になると思われることから、国保組合の資格は喪失すると考えます。

2 A国保組合の組合員Bは、健康保険適用事業所(以下「事業所」という。)C及び事業所Dの役員(又は従業員)であり、双方の事業所において健康保険法の適用を受ける要件を満たしている。

Bは事業所Cに係る適用除外承認を受けているが、事業所Dに係る適用除外承認は受けていない。

(1) BがA国保組合の組合員資格を継続するためには、事業所Cに係る適用除外承認及び事業所Dに係る適用除外承認の双方が必要か。事業所Cに係る適用除外承認のみで足りるか。

(回答)

双方が必要と考えます。

(2) Bが「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を年金事務所に提出していた場合、事業所Cに係る適用除外承認のみで足りるか。事業所Cに係る適用除外承認及び事業所Dに係る適用除外承認の双方が必要か。

(回答)

双方が必要と考えます。

(3) Bについて、事業所Cに係る収入のみで厚生年金の標準報酬月額及び標準賞与額の上限に達していた場合、事業所Cに係る適用除外承認のみで足りるか。

事業所Cに係る適用除外承認及び事業所Dに係る適用除外承認の双方が必要か。

(回答)

双方が必要と考えます。